郡山市産業廃棄物処理指導要綱

目次

第１章　総則（第１条－第４条）
第２章　事業者及び処理業者の処理（第５条・第６条）
第３章　県外産業廃棄物の処理（第７条）
第４章　産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事前協議（第８条－第 13 条）
第５章　申請及び届出（第 14 条－第 21 条）
第６章　産業廃棄物処理施設等の維持管理（第 22 条・第 23 条）
第７章　不法投棄等の対策（第 24 条・第 25 条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「省令」という。）、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第１号。以下「最終処分基準省令」という。）に定めるもののほか、産業廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めることにより、生活環境保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）産業廃棄物　法第２条第４項に規定する産業廃棄物をいう。
（２）特別管理産業廃棄物　法第２条第５項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。
（３）処理　収集、運搬又は処分をいう。
（４）処分　中間処理又は最終処分をいう。
（５）中間処理　最終処分又は再生利用に先立って行われる人為的な操作をいう。
（６）最終処分　埋立てをいう。
（７）事業者　産業廃棄物を排出する事業者（郡山市の区域内の処理業者に委託して処分を行う福島県外の者（以下「県外事業者」という。）を含む。）をいう。
（８）収集・運搬業者　産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うため、法第 14 条第１項、法第 14 条の２第１項、法第 14 条の４第１項又は法第 14 条の５第１項の規定による許可を受けた者をいう。
（９）中間処理業者　産業廃棄物の中間処理を業として行うため、法第 14 条第６項、法第 14 条の２第１項、法第 14 条の４第６項又は法第 14 条の５第１項の規定による許可を受けた者をいう。
（10）最終処分業者　産業廃棄物の最終処分を業として行うため、法第 14 条第６項、法第 14 条の２第１項、法第 14 条の４第６項又は法第 14 条の５第１項の規定による許可を受けた者をいう。
（11）処理業者　収集・運搬業者又は処分業者をいう。
（12）処分業者　中間処理業者又は最終処分業者をいう。
（13）分析が必要な産業廃棄物　産業廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（シュレッダーダスト及び液状の廃プラスチック類に限る。）、鉱さい若しくはばいじん又はこれらの産業廃棄物の最終処分をするために中間処理したものをいう。

（14）特定有害産業廃棄物　政令第２条の４第５号に規定する廃棄物をいう。
（15）有害物質　アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ひ素又はその化合物、シアン化合物、ＰＣＢ、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物をいう。
（16）産業廃棄物処理施設　政令第７条第１号から第 14 号までに規定する施設をいう。
（17）縦覧等を要する産業廃棄物処理施設　政令第７条の２に規定する施設をいう。
（18）中間処理施設　政令第７条第１号から第 13 号の２までに規定する施設その他の産業廃棄物の中間処理を行う施設をいう。
（19）指定処理施設　産業廃棄物処理業の用に供する中間処理施設であって、政令第７条第１号から第 13 号の２までに規定する処理施設以外のものをいう。
（20）最終処分場　政令第７条第 14 号に規定する施設をいう。
（21）特定処理施設　政令第 24 条に規定する施設をいう。

（市の責務）

第３条　市は、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、事業者及び処理業者を指導し、監督するとともに、処理業者の団体の健全な育成及び指導に努めるものとする。
２　市は、市内における産業廃棄物の発生量、処理状況等を定期的に調査し、その適正な処理が行われるよう努めるものとする。
３　市は、産業廃棄物の不法投棄等を防止するための監視及び指導に努めるとともに、産業廃棄物に関する苦情及び不法投棄等の事件の適切な対応に努めるものとする。

（事業者及び処理業者の責務）

第４条　事業者及び処理業者は、産業廃棄物の処理を行う場合には、法、政令、省令及び最終処分基準省令の規定によるほか、この要綱の規定を遵守するものとする。

第２章　事業者及び処理業者の処理

（事業者の産業廃棄物処理）

第５条　事業者（法第 12 条第８項及び法第 12 条の２第８項に規定する事業者を除く。第６項において同じ。）は、その産業廃棄物の適正な処理を行わせるために、事業場ごとに産業廃棄物管理責任者を置くものとする。
２　事業者は、その産業廃棄物が処理されるまでの間、省令第８条又は省令第８条の 13 に規定する保管基準によるほか、産業廃棄物の種類ごとに区分して保管し、当該産業廃棄物を入れた容器、場所等に次に掲げる事項を表示するものとする。
（１）事業場の名称、所在地及び電話番号
（２）産業廃棄物の種類、数量、性状及び主成分
（３）産業廃棄物の発生年月日
（４）産業廃棄物の取扱上の注意事項等
３　事業者は、産業廃棄物の性状、組成等をあらかじめ調査の上把握しておくものとする。この場合において、分析が必要な産業廃棄物については、発生源別に別表第１の左欄に掲げる産業廃棄物の種類ごとに同表右欄に掲げる分析試験を別表第２に定める分析試験の方法により行うものとする。ただし、市が当該分析試験を行う必要がないと認めた分析が必要な産業廃棄物にあっては、この限りでない。
４　前項に規定する分析試験は、次により実施するものとし、当該分析試験の試験結果成績書は、５年間保存するものとする。
（１）同一の製造又は加工の工程であって、同一の原料を使用し、かつ、同質の産業廃棄物を反

復継続して排出する場合は、年１回以上（県外事業者にあっては６ヶ月に１回以上）行うものとする。

（２）製造若しくは加工の工程又は使用原料を変更した場合は、当該変更の都度行うものとする。

（３）前２号に規定する場合以外の場合は、産業廃棄物を排出する都度行うものとする。

５　事業者は、省令第８条の５第１項に規定する記載事項に準じた事項を記載した帳簿を備え、当該帳簿を１年ごとに閉鎖し、閉鎖後５年間事業場ごとに保存するものとする。

６　事業者は、その産業廃棄物の処理を委託する場合には、政令第６条の２又は政令第６条の６に規定する基準のほか次によるものとする。

（１）委託しようとする処理業者が設置している産業廃棄物の処理施設の現況等について、処理施設の許可内容と処理を委託しようとする産業廃棄物の内容があっているか、事務所に出向き、実地調査を行い、処理を委託しようとする産業廃棄物が遅滞なくかつ適正に処分ができる状態であることを確認した上で、委託契約を締結すること。

（２）産業廃棄物の収集及び運搬を処理業者に委託した場合は、搬出の都度当該処理業者の運搬車両であることを確認するとともに、適正な処理に必要な指示を行うこと。

（３）産業廃棄物の処理を委託した後において、その処理が適正に行われるように当該処理業者の処理の状況を実地調査により確認し、その処理が適正でないと認めた場合は、当該処理業者に対し適正な処理を行うように指示すること。

（４）委託料金は、収集及び運搬の料金と処分の料金をそれぞれの処理業者に別個（同一の処理業者に委託する場合を除く。）に支払うこと。

（処理業者の産業廃棄物処理）

第６条　処理業者は、事業者から、あらかじめ、産業廃棄物の処理を受託する場合は、当該産業廃棄物の種類、性状等を記載した書面（特別管理産業廃棄物の処理を受託する場合は、政令第６条の６第１号に規定する文書）及び前条第４項の分析試験の試験結果成績書の提出を求め、当該産業廃棄物が法第 14 条の第１項若しくは第６項、法第 14 条の２第１項、法第 14 条の４第１項若しくは第６項又は法第 14 条の５第１項の規定により自らが受けている産業廃棄物処理業の許可の事業の範囲内で適正に処理できるものであることを確認するものとする。

第３章　県外産業廃棄物の処理

（県外産業廃棄物処分受託の届出）

第７条　福島県の区域外の事業場で発生した産業廃棄物（以下「県外産業廃棄物」という。）を郡山市の区域内で処分をしようとする処分業者は、あらかじめ、県外産業廃棄物処分受託届出書（第１号様式。以下「受託届出書」という。）正副２部を市長に提出するものとする。

２　受託届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（１）収集・運搬業者の許可証の写し

（２）製造工程の中で産業廃棄物が発生した場所

（３）産業廃棄物の分析表・成分表（第２号様式）

（４）産業廃棄物及び産業廃棄物ごとの搬入荷姿のカラー写真

（５）誓約書（第３号様式）

（６）県外事業者一覧表（第４号様式）

（７）委託契約書の写し

３　市長は、第１項の規定により受託届出書が提出された場合において、当該届出の内容が次に掲げる確認事項に照らして適当であると認めるときは、当該受託届出書を受理し、これに受理年月日を記入のうえ当該受託届出書の副本を当該届出者に送付するものとする。

（１）事業者が自社処理をすることができない理由がやむを得ないものであること。

（２）収集・運搬業者及び処分業者が許可の内容又は許可の条件に違反していないこと。

（３）処分業者の処理能力及び処分実績に対して、搬入量は適当であること。

（４）搬入された産業廃棄物は、事業者が特定できるものであること。

４　市長は、受託届出書の内容が前項の確認事項に照らして不適当であると認める場合は、当該届出者に対し当該届出の内容を変更し、改めて受託届出書を提出するよう指導するものとする。

５　第３項の規定により受理された受託届出書に係る県外産業廃棄物の受託を終了し、又は廃止した処分業者は、10 日以内に、産業廃棄物処分受託終了（廃止）届出書（第５号様式）を市長に提出するものとする。

第４章　産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事前協議

（事業計画書の提出）

第８条　次に掲げる縦覧等を要する産業廃棄物処理施設を設置し、又はその構造若しくは規模を変更しようとする者（以下この条及び第９条において「設置等予定者」という。）は、あらかじめ、産業廃棄物処理施設設置等事業計画書（第６号様式。以下「事業計画書」という。）を必要部数作成し、市長に提出するものとする。

（１）事業者自らが設置する縦覧等を要する産業廃棄物処理施設（ただし、事業者が事業場の敷地内に設置する政令第７条第３号、第５号、第８号及び第 11 号の２から第 13 号の２までに規定する産業廃棄物処理施設を除く。）

（２）処分業者又は産業廃棄物の処分を業として行おうとする者が設置する縦覧等を要する産業廃棄物処理施設

２　事業計画書には、別表第３に掲げる書類等を添付するものとする。

３　市長は、市の境界付近に当該施設の設置等を予定する事業計画書の提出を受けたときは、必要に応じて隣接市町村の長に当該事業計画書を送付し、周辺環境への影響の有無、地元住民等の調整状況及び関係法令との整合性について、第７号様式により当該市町村の意見を求めるものとする。

４　市長は、第１項の規定による事業計画書の提出を受けた場合には、速やかに、次に掲げる事項を公告するものとする。

（１）設置等予定者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

（２）縦覧等を要する産業廃棄物処理施設の設置等予定地区

（３）縦覧等を要する産業廃棄物処理施設の種類

（４）処理する産業廃棄物の種類

（５）縦覧等を要する産業廃棄物処理施設の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

５　市長は、必要に応じて縦覧等を要する産業廃棄物処理施設の設置等予定地の調査を実施し、関係各部局課等の意見を踏まえ、当該事業計画の内容を審査し、当該産業廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更に当たって必要な事項について設置等予定者に通知するものとする。

６　設置等予定者は、前項の規定により必要な事項についての通知を受けたときは、当該事項に対する必要な措置を講じるための地元住民、関係各部局課等との調整、協議等（以下「調整等」という。）を自らの責任において行い、調整等が終了したときは、その結果について市長に報告するものとする。

７　廃棄物対策課長は、前項の規定による設置予定者からの調整等の結果の報告を関係各部局課等に通知するものとする。

８　市長は、第５項の規定による通知をしてから３年以内に調整等が終了していない事業計画については、設置等予定者が当該計画を廃止したものとみなし、その事業計画書を返戻するものとする。

（環境影響調査の実施）

第９条　市長は、前条第７項の規定による通知をした場合には、環境影響調査（環境影響評価法

（平成９年法律第 81 号）又は福島県環境影響評価条例（平成 10 年福島県条例第 64 号）に規定する対象事業にあっては、同法又は同条例に規定する環境影響評価）の実施について設置等予定者に通知するものとする。

２　前項の規定による通知を受けた設置等予定者は、別に定める「産業廃棄物処理施設の立地等に関する基準」に基づき、産業廃棄物処理施設を設置することが周辺環境に及ぼす影響について必要な調査を行い、調査の結果等を記載した書類（以下「環境影響調査書」という。）を作成し、市長に提出するものとする。ただし、その事業に係る環境影響評価法又は福島県環境影響評価条例に規定する環境影響評価書を作成する者については、この限りでない。

（事前協議書の提出等）

第 10 条　次に掲げる産業廃棄物処理施設又は指定処理施設（以下「産業廃棄物処理施設等」という。）を設置し、又はその構造若しくは規模を変更しようとする者（以下「設置等予定者」という。）は、産業廃棄物処理施設等設置（変更）事前協議書（第８号様式。以下「事前協議書」という。）を必要部数作成して、市長に提出し、協議するものとする。

（１）事業者自らが事業場の敷地以外の場所に設置する政令第７条第１号、第２号、第４号、第６号、第７号及び第８号の２から第 11 号までに規定する中間処理施設

（２）処分業者又は産業廃棄物の処分を業として行おうとする者が設置する中間処理施設（縦覧等を要する産業廃棄物処理施設を除く。）

（３）第９条第２項に規定する環境影響調査書を提出する縦覧等を要する産業廃棄物処理施設

２　事前協議書には、別表第４に掲げる書類等を添付するものとする。

３　設置等予定者は、事前協議書に係る産業廃棄物処理施設等の設置又はその構造若しくは規模の変更の立案に当たっては、法令に定める基準のほか、別に定める「産業廃棄物処理施設の立地等に関する基準」、「産業廃棄物処理施設の構造に関する基準」及び「産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準」を遵守するものとする。

４　市長は、事前協議書の受付に当たっては、設置等予定者の廃棄物の処理に関する業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに相当の理由がある場合は、設置等予定者の事前協議書を受け付けないものとする。

５　市長は、事前協議書を受け付けた場合には、速やかに、次に掲げる事項を公告するものとする。

（１）設置等予定者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

（２）産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区

（３）産業廃棄物処理施設等の種類

（４）処理する産業廃棄物の種類

（５）産業廃棄物処理施設等の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

６　市長は、第１項第１号及び第２号に掲げる中間処理施設については、必要に応じて設置等予定地の調査を実施し、関係各部局課等の意見を踏まえ、当該事前協議書の内容を審査し、当該中間処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更に当たって必要な事項について設置等予定者に通知するものとする。

７　第１項第１号及び第２号に掲げる中間処理施設の設置予定者は、前項の規定により必要な事項についての通知を受けたときは、当該事項に対する必要な措置を講じるための地元住民、関係各部局課等との調整、協議等（以下「調整等」という。）を自らの責任において行い、調整等が終了したときは、その結果について市長に報告するものとする。

８　廃棄物対策課長は、前項の規定による設置予定者からの調整等の結果の報告を関係各部局課等に通知するものとする。

９　市長は、前項の規定による通知をした場合、当該設置予定者に対し当該事前協議書の結果について通知するものとする。

10　市長は、受け付けられて２年以内に事前協議書の調整が整わない場合は、当該設置等予定者が当該事前協議に係る計画を廃止したものとみなして、これを返戻するものとする。

（連絡調整会議）

第 11 条　市長は、前条第１項第３号に係る事前協議書を提出した設置予定者に対し、適切な指導を行うため、関係各部局課等からなる郡山市環境対策連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置するものとする。

２　連絡調整会議の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

（連絡調整会議による調整）

第 12 条　市長は、必要に応じて連絡調整会議を開催し、当該連絡調整会議において事前協議書の内容につき関係法冷等に基づく手続きを把握し、調整するものとする。

（連絡調整会議結果の通知等）

第 13 条　市長は、連絡調整会議における調整の結果を当該設置等予定者に対し通知するものとする。

２　市長は、受け付けられて２年以内に事前協議書の調整が整わない場合は、当該設置等予定者が当該事前協議に係る計画を廃止したものとみなして、これを返戻するものとする。

第５章　申請及び届出

（産業廃棄物処理施設の設置等の許可及び処分業の許可の申請）

第 14 条　政令第７条に規定する産業廃棄物処理施設であって、第 10 条第１項各号に掲げるものを設置し、又はその構造若しくは規模を変更しようとする者は、第 10 条第９項又は第 13 条第１項の規定による通知を受けた後に法第 15 条第１項又は法第 15 条の２の６第１項の規定による当該産業廃棄物処理施設の設置又はその構造もしくは規模の変更の許可の申請を行うものとする。

２　法第 15 条第２項若しくは省令第 12 条の９第１項の申請書に係る書類又は法第 15 条第３項（法第 15 条の２の６第２項において準用する場合を含む。）又は省令第 11 条第６項若しくは省令第 12 条の９第３項の規定による申請に係る添付書類のうち、第 10 条第１項及び第２項の規定により事前協議書に添付した書類等については、省略することができる。

３　第１項の申請にあわせて、法第 14 条第６項又は法第 14 条の２第１項の規定による産業廃棄物処分業の許可又は処分業の変更の許可の申請ができることとする。

４　前項の産業廃棄物処分業の許可又は処分業の変更の許可の申請に係る許可証は、法第 15 条の２第５項に規定する使用前検査が終了した後に速やかに交付するものとする。

（指定処理施設の設置の届出及び処分業の許可の申請等）

第 15 条　指定処理施設を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしようとする者は、第 10 条第９項の規定による通知を受けた後に指定処理施設設置計画届出書（第９号様式）又は指定処理施設変更計画届出書（第 10 号様式）により、その旨を市長に届け出るものとする。

２　前項の規定による届出に係る添付書類は、別表第４の３の表又は別表第４の４の表に掲げる書類（別表第４「３　第 10 条第１項第１号及び第２号に掲げる中間処理施設の設置に係る添付書類」の表の第１号又は別表第４「４　第 10 条第１項第１号及び第２号に掲げる中間処理施設の変更に係る添付書類」の表の第１号に掲げる届出書を除く。）とし、第 10 条第１項及び第２項の規定により事前協議書に添付した書類等については、省略することができる。

３　第１項の申請にあわせて、法第 14 条第６項又は法第 14 条の２第１項の規定による産業廃棄物処分業の許可又は処分業の変更の許可の申請ができるものとする。

４　市長は、第１項の規定による届出を受理した場合は、書類を審査し支障がなければ、速やかに受理書（第 11 号様式）を交付するものとする。

５　第１項の規定による届出をした者は、前項の受理書が交付された後でなければ、当該届出に係る指定処理施設を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしてはならない。

（指定処理施設に係る報告及び検査等）

第 16 条　前条第 1 項の規定により指定処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更の届出をし、前条第 4 項に規定する受理書が交付された者は、当該届出に係る工事が終了した場合、その終了した日から 10 日以内に、指定処理施設設置（変更）工事終了報告書（第 12 号様式）を提出するものとする。

2　市長は、前項に規定する報告書が提出された場合は、原則として確認検査を実施し、計画に適合していると認められる場合は、指定処理施設設置（変更）確認書（第 13 号様式）を速やかに交付するものとする。

3　前条第 3 項の産業廃棄物処分業の許可又は処分業の変更の許可の申請に係る許可証は、前項に規定する指定処理施設設置（変更）確認書の交付後、速やかに交付するものとする。

（指定処理施設の承継）

第 17 条　第 15 条第 1 項の規定による届出をした者から当該届出に係る指定処理施設を譲り受け、又は借り受けたものは、当該届出をした者の地位を承継する。

2　第 15 条第 1 項の規定による届出をした法人について合併又は分割があったときは、合併後存続する法人、合併により設立される法人又は分割により当該指定処理施設を承継する法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3　第 15 条第 1 項の規定により届出をした者について相続があったときは、相続人は当該届出をした者の地位を承継する。

4　前 3 項の規定により第 15 条第 1 項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から 30 日以内に、指定処理施設承継届出書（第 14 号様式）を市長に提出するものとする。

5　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1）第 1 項の規定により地位を承継した者にあっては、省令第 5 条の 11 第 2 項に規定する書類

（2）第 2 項の規定により地位を承継した法人にあっては、省令第 5 条の 12 第 2 項に規定する書類

（3）第 3 項の規定により地位を承継した相続人にあっては、省令第 6 条第 2 項に規定する書類

（移動式産業廃棄物処理施設等の設置場所の届出）

第 18 条　事業者は、産業廃棄物の中間処理のため、移動式産業廃棄物処理施設等を産業廃棄物の発生場所等に設置しようとする時は、事業実施の 10 日前までに移動式産業廃棄物処理施設等設置場所（変更）届出書（第 15 号様式）を市長に届け出るものとする。

（土木建築工事の届出）

第 19 条　産業廃棄物の発生量が 100 立方メートル以上見込める土木工事又は建築物の除却を伴う建築工事であって当該工事に係る部分の床面積の合計（同一敷地内で当該工事が行われる場合は、同一敷地内の当該工事に係る部分の床面積の合計）が、1,000 平方メートル以上のものの請負者は、産業廃棄物が工事により発生する日の 10 日前までに、土木建築工事実施（変更）届出書（第 16 号様式）により、当該工事に伴って生じる産業廃棄物の処理方法等について、市長に届け出るものとする。

2　前項の規定による届出の対象外の工事であって、当該工事中に同項の規定による届出の対象となり、又は対象となることが見込まれるものの請負者は、直ちに土木建築工事実施（変更）届出書により、当該工事に伴って生じる産業廃棄物の処理方法等について、市長に届け出るものとする。

3　前 2 項に規定による届出をした者は、当該届出事項のうち産業廃棄物の処理をする場所、処理内容、処理を行う者等の変更をする場合は、第 1 項の規定に準じてその旨を市長に届け出るものとする。

（廃止の届出等）

第 20 条　指定処理施設の設置者は、当該指定処理施設を廃止し、若しくは休止し、又は休止した当該指定処理施設を再開した場合は、遅滞なく、指定処理施設廃止（休止・再開）届出書（第 17 号様式）を市長に提出するものとする。

２　最終処分場に係る法第 15 条の２の６第３項において準用する法第９条第５項の規定による届出のうち廃止の届出に係る届出書には、次に掲げる事項について遵守する旨を記載した最終処分場の跡地所有者の誓約書を添付するものとする。

（１）産業廃棄物の埋立期間、埋め立てられた産業廃棄物の種類及び種類ごとの産業廃棄物の埋立量の記録の保存期間は、廃棄物対策課と別途協議すること。

（２）吹付けアスベスト、アスベスト保温材料等の飛散性アスベストを含む産業廃棄物が埋め立てられた場合は、事業者、埋立時期、埋立方法、埋立量、埋立場所を示す平面配置図及び断面図、最終処分場の管理者並びに法第 21 条第１項に規定する産業廃棄物処理施設に係る技術管理者（以下「技術管理者」という。）を記載したアスベスト廃棄物の管理記録を永久に保存すること。

（３）跡地利用に際しては、産業廃棄物を掘り起こして悪臭、水質汚濁、大気汚染等を生じさせたり、基礎杭の打設等により遮水工を破壊し地下水汚染を生じさせたりしないよう注意すること。

（４）土地の権利移動の際には、新たな権利者へ第１号及び第２号に規定する記録等を引き継ぐこと。

（事故時の措置）

第 21 条　事業者又は処理業者は、特定処理施設以外の場合で産業廃棄物の処理施設、保管施設その他これらの関連施設において、故障、破損その他の理由により事故が発生した場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに市長に通報し、事故の状況、応急措置の方法等について、産業廃棄物処理施設等事故発生報告書（第 18 号様式）を速やかに市長に提出するものとする。

２　前項の場合において、市長が事故の拡大又は再発防止のために必要な措置を取るべきことを指示したときは、事業者及び処理業者はこれに従うものとする。

３　事業者及び処理業者は、事故の復旧工事が完了した場合は、産業廃棄物処理施設等事故復旧完了報告書（第 19 号様式）を速やかに市長に提出するものとする。

第６章　産業廃棄物処理施設等の維持管理

（産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準の遵守）

第 22 条　政令第７条に規定する産業廃棄物処理施設又は指定処理施設の設置者は、当該処理施設の維持管理に当たっては、省令第 12 条の６及び省令第 12 条の７又は最終処分基準省令に規定する維持管理の技術上の基準によるほか、別に定める「産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準」を遵守するものとする。

（旧型最終処分場の管理）

第 23 条　旧型最終処分場（政令第７条第 14 号に規定する最終処分場であって昭和 52 年３月 15 日前に設置されたものをいう。）の管理者は、当該旧型最終処分場からの浸出水等により生活環境の保全上支障が生じるおそれがある場合は、最終処分基準省令第２条第１項第２号から第４号までに規定する基準に準じて構造を改善するほか、同条第２項に規定する基準に準じて維持管理を行うものとする。

第７章　不法投棄等の対策

（不法投棄等の事件の処理）

第 24 条　市長は、産業廃棄物の不法投棄等の事件が発生した場合は、直ちに関係機関の長、警察署長等に連絡し、当該事件の解決に協力を求めるとともに、次に掲げる措置を取るものとする。

（１）不法投棄物等の実態及び周辺の生活環境へ与える影響の程度を調査するとともに、不法投棄者等の発見に当たること。

（２）司法機関からの要請に基づく現場検証に協力すること。
（３）不法投棄等の場所の地番並びに土地の所有者及び管理者を確認し、不法投棄等が継続拡大することがないように監視及び指導を行うこと。
（４）当該事件の不法投棄者等が判明した場合は、その不法投棄者等に対して、遅滞なく不法投棄等の回収及び不法投棄等の場所の原状回復を行うよう命ずるとともに、その実施状況について指導し、及び監督すること。
（５）当該事件の不法投棄者等が判明しない場合であって、周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該事件に係る土地の管理者に対して、不法投棄物等の撤去及び不法投棄等の場所の原状回復を行うよう命ずること。
２　事業者は、処理業者によってその処理を委託した産業廃棄物について不法投棄等をされた場合は、当該処理業者と連携して、当該不法投棄物等の回収及び不法投棄等の場所の原状回復に努めるものとする。
３　処理業者は、事業者から受託した産業廃棄物の運搬を他の処理業者へ委託した場合において、再委託を受けた処理業者が当該産業廃棄物の不法投棄等をしたときは、当該再委託を受けた処理業者及び事業者と連携して、当該不法投棄物等の回収及び不法投棄等の場所の原状回復に努めるものとする。

（不法投棄監視員）

第 25 条　市は、市内の産業廃棄物の不法投棄等の事件の未然防止及び早期発見を図るため、不法投棄監視員を置くものとする。
２　不法投棄監視員の組織及び運営に関して必要な事項は、郡山市廃棄物の不法投棄防止に関する要綱による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日の前日までに福島県産業廃棄物処理指導要綱の規定によってなされた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。
３　この要綱の施行以前に福島県産業廃棄物処理指導要綱第 12 条第４項の規定に基づき特定保健所長からの通知を受けている同条第１項の設置等予定者の提出した同項の事業計画書については、この要綱の第 10 条第６項の規定は、この要綱の施行の日から３年間は適用しない。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成 11 年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日前に改正前の郡山市産業廃棄物処理指導要綱（以下「旧指導要綱」という。）の規定によってなされた手続きその他の行為は、改正後の郡山市産業廃棄物処理指導要綱（以下「新要綱」という。）の相当規定によってなされた手続きその他の行為とみなす。
３　この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づき作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当面の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則

１　この要綱は、平成 13 年６月１日から施行する。
２　この要綱の施行の際現に改正前の郡山市産業廃棄物処理指導要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づき提出されている届出書、旧要綱第９条第２項の規定に基づき提出されている産業廃棄物処理施設設置等事業計画書に添付される書類等又は旧要綱第 11 条第２項の規定に基づき提出されている産業廃棄物処理施設設置（変更）事前協議書に添付される書類等について

は、改正後の郡山市産業廃棄物処理指導要綱（以下「新要綱」という。）の相当規定に基づいて提出された届出書、新要綱第９条第２項の規定に基づいて提出された産業廃棄物処理施設設置等事業計画書に添付される書類等又は新要綱第 11 条第２項の規定に基づいて提出された産業廃棄物処理施設設置（変更）事前協議書に添付される書類等とみなす。

附　則

1　この要綱は、平成 20 年４月１日から施行する。

2　この要綱の施行の際現に改正前の郡山市産業廃棄物処理指導要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によってなされた手続きその他の行為は、改正後の郡山市産業廃棄物処理指導要綱（以下「新要綱」という。）の相当規定によってなされた手続きその他の行為とみなす。

3　この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づき作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当面の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則

1　この要綱は、平成 26 年 10 月１日から施行する。

2　この要綱の施行の際現に改正前の郡山市産業廃棄物処理指導要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によってなされた手続きその他の行為は、改正後の郡山市産業廃棄物処理指導要綱（以下「新要綱」という。）の相当規定によってなされた手続きその他の行為とみなす。

3　この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づき作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当面の間、所要の調整をして使用することができる。